

4. 扶養にできる家族ごとの添付書類(内容によっては下記以外の書類が必要になる場合があります。不明な場合は健保組合までお問い合わせください。
- ① 配偶者を扶養に入れていない方で子供を扶養に入れる場合には、配偶者の収入証明が必要です。(ただし、セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合に加入している配偶者の場合は収入証明は不要です。)
 - ② 別居している家族を扶養に入れる場合には、その家族の年間収入以上の仕送り証明直近3ヶ月分が必要です。(銀行・郵便局などの振込、現金書留の写しなど)※手渡しは認められません。
 - ③ 両親等の扶養申請で片親等だけ扶養申請する場合でも、扶養に入らない親等の収入証明も必要になります。
 - ④ 姓が違う家族を扶養に入れる場合は、親族関係を確認します。(住民票・戸籍謄本等)
 - ⑤ 扶養の増加もしくは減少日が、申請書類の健保組合着日か2ヶ月以上遡る場合は、遅延理由書を確認してからの審査となりますので、『遅延理由書』(A4用紙に遅延の理由を記入した被保険者の署名捺印のあるもの)を添付してください。

添付書類 ○印のもの		同居	別居	学生	昨年から今年にかけて収入の無い人	収入のある人	退職した人で雇用保険に加入していた人	退職した人で雇用保険未加入の人
		・住民票 「世帯全員の」と記載され続柄の入ったもの	・住民票 「世帯全員の」と記載され続柄の入ったもの ・戸籍謄抄本 (別居又は世帯分離の人)	・学生証のコピー ・在学証明書 ・入学、合格証明書のコピー (入学時のみ可)	・非課税証明書 ・所得証明書 ・廃業届のコピー (自営業を廃業した人) ・家族状況届のコピー (入社時で配偶者のみ可)	いずれか1つ ・給与明細書のコピー(直近3ヶ月分) ・源泉徴収票のコピー ・収入見込証明書 ・年金、恩給支払通知書のコピー ・雇用保険受給資格者証のコピー ・傷病手当金、出産手当金支払証明 ・税務署受付済の確定申告書写し (事業所得、利子、配当、不動産所得等がある場合)	・離職票1、2のコピー (受給する人) ・離職票1、2の原本又は雇用保険資格喪失確認通知写し (受給しない人) ・受給資格者証の裏表のコピー (受給が終了した人)	・雇用保険未加入の事項が入った退職証明書 ・社会保険料が控除されていない退職日の入った源泉徴収票
				以上いずれか	以上いずれか	以上該当するものすべて	・離職票1、2のコピー (受給延長をした人)	以上いずれか
配偶者(妻・夫)		○	○	○	○	○	○	○
子	高校生以下	○	○	×	○(全日制の学生は不要)		○	○
	上記以外	○	○	○			○	○
父母・祖父母		○	○	○	○	○	○	○
兄弟・弟妹・孫		○	○	○	○	○	○	○
その他3親等以内の親族 (義父母・叔父叔母等)		○	○	○	○	○	○	○

●お問い合わせ先 セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合 適用担当 TEL 03-6238-2851 FAX 03-5215-8656